

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- (1) 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
- (2) 当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
- 1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保すること。
 - 2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働すること。
 - 3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保すること。
 - 4) 独立役員の役割を重視し、独立役員による取締役会の業務執行への監督機能を実効化すること。
 - 5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行うこと。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

＜原則1－2. 株主総会における権利行使＞

補充原則1－2④

現在、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いため、招集通知の英訳および議決権行使プラットフォームの利用を採用しておりません。今後、株主構成の変更等状況に応じて必要と判断した場合に対応してまいります。

＜原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保＞

補充原則2－4①

当社では、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用における数値目標は設けておりませんが、社内に多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上で重要な要素であることを理解し、性別・年齢・学歴・人種・国籍など、業務の成果に関係しない理由での評価や差別のない、実力主義を徹底しております。なお、実施状況の開示につきましては、今後検討を進めてまいります。

＜原則3－1. 情報開示の充実＞

補充原則3－1②

現在、当社株主における海外投資家等の比率は低い状況でありますので、英文での情報開示は行っておりません。今後、株主構成の変更等状況に応じて必要と判断した場合に対応してまいります。

補充原則3－1③

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、今後、これらの課題への取り組みを適切に開示・提供することを検討してまいります。

＜原則4－1. 取締役会の役割・責務 (1)＞

補充原則4－1③

当社は、最高経営責任者である社長の後継者計画は策定しておりません。社長については、経験・能力・人格等の資質を勘案し、またその時々々の社会情勢や経営状況、対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定することとしております。

＜原則4－2. 取締役会の役割・責務 (2)＞

補充原則4－2②

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、今後、これらの課題への取り組みに係る基本方針の策定を検討してまいります。

＜原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用＞

当社の独立社外取締役は1名ですが、社外取締役及び社外監査役が連携を取ることで、業務執行取締役に対する監督・監査並びに中立・公正な助言を行える体制が保たれていると判断しております。ガバナンス体制の更なる強化のために必要と判断した場合、独立社外取締役を2名以上に増員することも検討してまいります。

補充原則4－8③

当社の独立社外取締役は1名ですが、社外取締役及び社外監査役が連携を取ることで、業務執行取締役に対する監督・監査並びに中立・公正な助言を行える体制が保たれていると判断しております。ガバナンス体制の更なる強化のために必要と判断した場合、独立社外取締役を2名以上に増員することも検討してまいります。

＜原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞

東京証券取引所の定める独立性を判断する基準に基づき、当社独自の独立性判断基準の策定・開示を検討してまいります。

<補充原則4-10. 任意の仕組みの活用>

補充原則4-10①

特に重要な事項に関する検討にあたっては独立社外取締役及び監査役会の適切な関与や助言を得ております。加えて、指名委員会や報酬委員会の設置が必要であるか都度検討いたします。

<原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

補充原則4-11③

取締役会全体の実効性についての分析・評価については、中長期的な企業価値向上に資するためにも、各事業年度単位で行うものとし、本事業年度分から、各事業年度終了後、各取締役の自己評価等を踏まえて行い、その結果の概要を開示していくことを検討してまいります。

<原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表>

補充原則5-2①

現時点で取締役会で決定された事業ポートフォリオに関する基本方針はありませんが、今後決定に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

当社のコーポレートガバナンスに関する取り組みについては、本報告書のほか、当社ホームページ内に掲載しております「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(URL: <https://nfc-hd.com/principle/doc/corporate-governance.pdf>)をご確認ください。

<原則1-4. 政策保有株式>

(1) 純投資目的以外の目的での株式の政策保有は、業務提携や取引の開始・維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性があり、当社の基準において株価が割安であると判断された場合など、一定の条件を満たす範囲で行うことを、基本的な方針としています。

(2) 当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合、主要な政策保有株式の保有について、四半期毎に取締役会にて、その合理性・必要性等を検証します。

(3) 当社は、政策保有株式に係る議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、非財務情報等も踏まえ、中長期的な株主利益の向上、政策保有の趣旨に反する可能性の有無及び経済合理性などを総合的に勘案して行います。

<原則1-7. 関連当事者間の取引>

当社は、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合においては、当該取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、事前に社外役員への諮問及び法務部門による審査を行い、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を十分に審議したうえで、意思決定を行うものとします。

<原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、従業員の資産形成のため選択型確定拠出年金制度を導入しています。

運用に際して、入社時(新入社員については新入社員研修、中途社員については当社の人事制度の説明時)に、制度の仕組み等を説明し、制度に関する情報を従業員に対し定期的に提供しております。

<原則3-1. 情報開示の充実>

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、日本の経済発展に寄与し、「お客様第一主義」を掲げ、お客様の立場に立ち、お客様の将来の安心を日々ご提供していきたいと考えており、我が国の経済社会においても「様々な金融商品やサービスを市場に普及させるディストリビューターとして、継続的な企業成長を実現し、ステークホルダーに貢献していく」という基本理念のもと、自らを人生のパートナーとして「常にお客様に選ばれる企業」を目指し、お客様や取引先、株主や従業員、ひいては当社を取り巻く社会のために日々邁進しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

1) 当社の役員報酬に係る方針として、取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績及び担当業務における各取締役の貢献及び実績に基づき、各取締役の役位及び職責並びに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定します。

2) 当社の取締役の役員報酬の総額は、株主総会決議に基づき、基本報酬及び賞与等あわせて年額200百万円を上限とし、各取締役の個別の報酬額は取締役会決議にて決定します。

3) 前各項のほか、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして報酬が機能するよう、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入等については適宜検討します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

1) 当社は、取締役及び経営陣幹部候補者を、以下の事項を充足している者の中から指名します。

・優れた人格、見識、知識、能力、実力を有し、かつ、高い倫理観を有している者

・当社の経営理念を理解し、具現化し、実行・実現している者

・経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力を有している者

2) 当社は、取締役候補者を決定するにあたっては取締役会(監査役候補者を決定するにあたっては監査役会)の、経営陣幹部を選任するにあたっては業務執行体制の、全体的な知識・経験・能力のバランスと、性別、年齢、国籍、技能等を含む多様性及び適正規模に配慮するものとします。なお、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるよう、努めるものとします。

3) 取締役候補者及び監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選任は、社外役員の意見を得たうえで(かつ、取締役候補者については監査役会の意見を、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で)、取締役会にて決定するものとします。

4) 取締役会は、取締役・経営陣幹部に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価が取締役・経営陣幹部の人事に適切に反映される体制を整えるものとします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明取締役候補者は、取締役会が、当社の経営理念を具現化する能力、経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上

に資する知識や経験を有する取締役で構成されるよう、選定しております。また、取締役会における実質的かつ建設的議論及び迅速かつ合理的な意思決定が確保されること、並びに、取締役会の経営監督機能としての監査役及び社外取締役の役割の重要性を認識し、その活用を図ることを前提に、現時点で最適な人員体制となることを考慮し、選定しております。

<補充原則4-1①. 経営陣に対する委任の範囲の定め、概要の開示>

- (1) 取締役会は、法令上取締役会の決議事項とされている事項のほか、取締役会規程により経営上の重要な判断事項として定めている事項については、取締役会においてその決議により決定を行います。
- (2) 取締役会は、前項に定める事項以外の業務執行の決定については、経営陣幹部又は業務執行取締役に委任し、当該委任の範囲は決裁権限規程により定めるものとします。

<補充原則4-11①. 取締役会全体の知識等のバランス・多様性・規模に関する考え方の定め、取締役の選任に関する方針、手続の開示>

- (1) 当社は、取締役及び経営陣幹部候補者を、以下の事項を充足している者の中から指名します。
 - 1) 優れた人格、見識、知識、能力、実力を有し、かつ、高い倫理観を有している者
 - 2) 当社の経営理念を理解し、具現化し、実行・実現している者
 - 3) 経営全体の俯瞰力、本質的なリスク把握力を有している者
- (2) 当社は、取締役候補者を決定するにあたっては取締役会（監査役候補者を決定するにあたっては監査役会）の、経営陣幹部を選任するにあたっては業務執行体制の、全体的な知識・経験・能力のバランスと、性別、年齢、国籍、技能等を含む多様性及び適正規模に配慮するものとします。なお、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるよう、努めるものとします。

<補充原則4-11②. 取締役の兼任状況>

取締役の上場会社の役員兼任状況は、有価証券報告書や株主総会招集通知を通じて、毎年開示しております。

<補充原則4-14②. 取締役に対するトレーニング方針の開示>

- (1) 当社は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、取締役がその役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新のために有用なトレーニングの機会を、各取締役の能力・知識等の状況に則した必要性に応じて、当社の費用負担により、適宜提供するものとします。
- (2) 前項のほか、当社は、取締役に対し、取締役としての素養に関する事項、会社法等その他の法令遵守に関する事項、コンプライアンスに関する事項、コーポレートガバナンスに関する事項等の経営に関する必要かつ有益な知識・情報等を、適宜提供します。
- (3) 当社は、社外役員に対し、当社グループの経営理念や経営戦略、事業・財務・組織等の状況の理解や把握のために必要な説明を適宜行うものとします。
- (4) 当社の取締役は、その役割・責務を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むものとします。

<原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針>

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、適切に企業情報を開示し、株主との積極的な対話を通じてその意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であるとの認識に基づき、株主との対話に関しては、IR担当取締役が統括し、適宜、代表取締役も参加します。
- (2) 当社のIR部門は、適切な情報開示のため、開示資料の作成や必要な情報共有等を通じて、財務、経理、法務など社内の必要な関連部門と積極的な連携体制を常備します。
- (3) 株主との対話については、株主懇談会や決算説明会のほか、各種ミーティング・カンファレンスなどを実施することで、個別の面談以外にも対話の手段の充実に努めてまいります。
- (4) 当社は、株主との対話において得られた意見を、必要に応じて取締役会へ報告する等の方法により、経営陣幹部・取締役及び関係部門へのフィードバックを行い、適時・適切かつ効果的な状況の共有と活用を図ってまいります。
- (5) 当社は、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するために、決算発表前1ヶ月前から決算発表までの期間については、サイレント期間として決算に関する情報開示を行いません。また、社内にインサイダー情報が存在する場合には、社内規程に基づいてこれを適切に管理します。
- (6) 経営戦略等の策定及び公表にあたっては、方針や目標の提示や、そのために経営資源の配分等に関して実行すること等について、株主の立場からわかりやすい言葉と論理で説明を行うよう努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	13,256,100	74.88
株式会社総合生活サービス	3,915,001	22.12
NFC従業員持株会	159,900	0.90
坂本幸司	17,600	0.10
本多真心	8,200	0.05
殿村佳誠	7,800	0.04
吉岡誠一	7,300	0.04
野村実	6,600	0.04
BANQUE PICTET AND CIE SA	6,600	0.04
小日山清孝	5,100	0.03

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	株式会社光通信（上場：東京）（コード） 9435

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	保険業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主と取引等を行う際は、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の筆頭株主かつ主要株主である株式会社光通信は、当社議決権の74.88%を所有しており、当社取締役 大和田 征矢及び取締役 杉田 将夫は株式会社光通信の従業員であります。当社は主要株主と取引を行う際、少数株主の権利を不当に害することのないよう、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定することや、事業戦略、人事政策等について、全て当社は、独立して主体的に検討の上、決定しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹之内 洋右	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹之内 洋右	○	長年勤めていた日本生命保険相互会社 (以下「当該取引先」という) と当社との間には取引がありますが、取引条件を合理的に決定しており、また小規模であることから、重要性は認められません。また、当該取引先から見ても特段重要性は認められないと考えております。	保険会社、生命保険協会で経験を積んでおり、保険業界に関する相当程度の知見を有するため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、その幅広い見識を当社業務執行に反映していただくのを期待するものです。独立役員として指定した理由は、親会社、主要な取引先の出身ではない等、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室任者と原則毎月1回、会議を開催し、監査計画や監査結果の報告をはじめ、リスク事項の共有や意見交換等を行い、密に連携を取っております。また、会計監査人とは、定期的に会合を開いており、監査結果の共有を受け、監査効率の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
隈部 泰正	弁護士													
水澤 良	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
隈部 泰正	○	上記a～mに掲げる会社との関係性のいずれにも該当しません。	弁護士として法律面の専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 独立役員として指定した理由は、親会社、主要な取引先の出身ではない等、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります。
水澤 良	○	過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりましたが、2013年に退所されており株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	公認会計士として企業会計等について専門的な見識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役としての当社の監査に活かしていただきたいためであります。 独立役員として指定した理由は、親会社、主要な取引先の出身ではない等、一般株主との利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります。

[独立役員関係]

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない理由は、短期的な利益を求めることなく、長期的な視野を持って、経営に臨むことを重視するためで御座います。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える役員が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の内容を次のとおりとしております。

1. 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益との連動を念頭においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
2. 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績及び担当業務における各取締役の貢献及び実績に基づき、各取締役の役位及び職責並びに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。
3. 当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブのひとつとして報酬が機能するよう、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入等については適宜検討を行うものとする。
4. 取締役の個人別の報酬の額は、取締役会で決定する。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

管理本部法務課が担当部署として、社外役員のサポートを行っております。
担当部署より、電子メールや電話により、会議日程の調整、社内資料の受け渡し等の情報伝達を、適切なタイミングで行っております。
社外役員への取締役会の開催に際しては、電子メールによる資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・取締役会
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実、強化のための取組みとして取締役会を設置しております。
取締役は6名体制（うち社外取締役1名）となっており、職務権限規程で決裁権限を明確化し、毎月1回は取締役会を開催し、重要な意思決定については、当会において決定しております。また、当社は、原則として1ヵ月に1回開催される営業会議を通じて、経営状況を把握するとともに、業務遂行上の営業報告、管理関連報告等を通じ、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。
- ・監査役会
監査機能については、監査役会を設置しております。
監査役は4名体制（うち常勤監査役1名、社外監査役2名）となっており、監査役監査においては、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明を行っております。
- ・会計監査人
会計監査については、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。なお、当該監査法人と当社との間に特別な利害関係は御座いません。
- ・内部監査室
内部監査室4名は、営業部門、管理部門に対して、業務執行状況や法令への適合状況、募集品質管理状況等について確認を実施する業務監査を実施しております。又、情報セキュリティや安全管理状況等について確認を実施するシステム監査については、必要に応じて専門の外部業者に委託をして実施し、客観的な評価を受領して、これらを内部監査室責任者が総轄する体制を採っております。
内部監査は、内部監査規程に則り、年度監査計画を策定し、これに基づき定期的に実施しております。実施した内部監査の結果について、報告書を作成の上、内部監査室責任者より、代表取締役社長及び取締役会に対して監査結果の報告を行っております。また、各部門に監査結果を配信することで、全社的な認識の共有化を図っております。これに加え、各部門責任者より指摘事項に対する改善措置回答書を受領し、措置回答書の内容に関するフォローアップを実施することで、業務改善が有効的に機能するよう、働きかけを行っております。
内部監査室責任者は、常勤監査役と定期的に会議を開催し、監査計画や監査結果の報告をはじめ、リスク事項の共有や意見交換等を行い、密に連携を取っております。また、会計監査人とも監査結果の共有を行っており、相互連携と共に、情報の共有化と監査効率の向上を図っております。
- ・情報管理委員会
情報管理委員会は、コンプライアンス部長を委員長として、社内の委員会メンバー（常勤監査役、人事部長、情報システム部長、内部監査室長等）5名を含む計6名で構成されており、取締役会の下部組織として設定しております。情報管理委員会は、1か月に1回開催しております。
情報管理委員会においては、情報管理体制の整備、強化に関する事項を的確、公正かつ効率的に遂行するため、その関連事項について現状把握並びに審議または決議することを目的としております。
- ・子会社
取締役会設置会社である子会社については原則として毎月1回は取締役会を開催し、重要な意思決定については、当会において決定しております。持株親会社である当社内の管理部門が子会社の管理部門と連携を図り、事業部門への牽制機能及び監督機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。
現在の社外取締役については、長年にわたり、保険事業に関する職務に携わってきたその経歴を通じての幅広い視点からの意見を期待するものであります。
社外取締役は、監査役並びに内部監査室より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査役及び内部監査室と相互に連携をし、事業運営を監督しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を考慮し日程調整に努めてまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	外国株主が増加した際には導入を検討いたします。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の支店を利用して、個人投資家向け会社説明会を開催した実績があり、今後も同様の説明会を開催することを検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期第2四半期決算時まで毎半期開催しておりました。今後も新型コロナウイルスの状況を勘案しながら開催を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIRページを設け、決算情報等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部門に担当部署を設置し、担当者が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対する適時適切な情報提供が重要だと考えております。当社ホームページや会社説明会等を通じて積極的にステークホルダーに対して情報提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令及び定款を遵守し、社会規範並びに倫理規範を尊重する企業として、以下を内部統制システムに関する基本方針とします。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令等遵守の推進と定期的な研修を行います。
- ・法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置しております。
- ・また、インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止するものとします。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る情報を会社が定める「文書取扱規程」に従い適切に保管及び管理しております。また、取締役及び監査役の要求に応じて閲覧可能な状態に置いております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理しております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役会を原則として1か月に1度、その外必要に応じて適宜開催するものとします。職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性・有効性を検証します。
- ・また、「予算管理規程」に基づく、中長期経営計画及び四半期業績管理を行い、経営会議、取締役会にてレビュー、改善策の実施等で取締役の職務の効率性を確保します。

ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、親会社の内部統制との連携体制を構築します。
- ・当社は、子会社の自主的経営及び独立性を尊重しつつ、グループ会社として相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び子会社に対する管理、指導を行うものとします。

ヘ. 監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任し、補助に必要な調査権限や情報収集権限を付与します。
- ・また、監査役の補助をする使用人は監査役の業務指示・命令を受け、補助使用人の人事考課・異動は監査役の同意のもとに行うこととします。

ト. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告をするための体制

- ・取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人は、会社に対して著しい損害を及ぼす事実、内部監査に関する重要事項、重大な法令、定款違反、その他取締役及び使用人が重要と判断する事実を発見した場合には、速やかに監査役に直接報告することができるものとします。

チ. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の監査の実効性を確保するため、当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。

リ. 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・「コンプライアンス規程」に基づき、法令上疑義のある行為に対し通報した者が当該報告したことを理由として不利益な取扱いを受けない、解雇されないこととします。

- ヌ. 監査費用の前払又は償還の手續その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役職務を執行する上で、監査費用の前払等を請求してきた際は、当社の担当部署において、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ヲ. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力に対する基本方針」に則り、取引等一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していくものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社員の行動指針の一つとして、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

- [反社会的勢力に対する基本方針]
- 当社は、暴力、威力と詐欺手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。
- (1)当社は、反社会的勢力との関係を一切もちません。
 - (2)当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・特殊暴力対策連合会・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
 - (3)当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
 - (4)当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
 - (5)当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役員・従業員の安全を確保します。

[反社会的排除に向けた整備状況]

上記に示しました通り、当社は「反社会的勢力に対する基本方針」を定めており、社内はもちろん、広く社外にもご理解いただけるように自社ホームページに掲載しております。

又、会社全体として企業対象暴力に対する認識と、対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力（反社会的団体）対応マニュアル」「反社会的勢力確認マニュアル」を作成し、共有しております。

- (1)対応統括部署
管理本部法務課が対応統括部署として担当しております。
- (2)外部の専門機関との連携状況
管理本部法務課が中心となり、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との緊密な連携関係の構築を行っております。
- (3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職場の暴力団排除活動へ参加することで、情報の収集を行っております。又、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提供される反社会的団体一覧等の収集及び管理を行っております。
- (4)取引先及び利害関係者に対するチェックについて
取引先及び利害関係者に対するチェックとして、社名、代表者氏名等をもとに過去の事件、事故などの有無を確認しております。それでもなお、情報が不足する場合には、特防連へ照会を行える体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

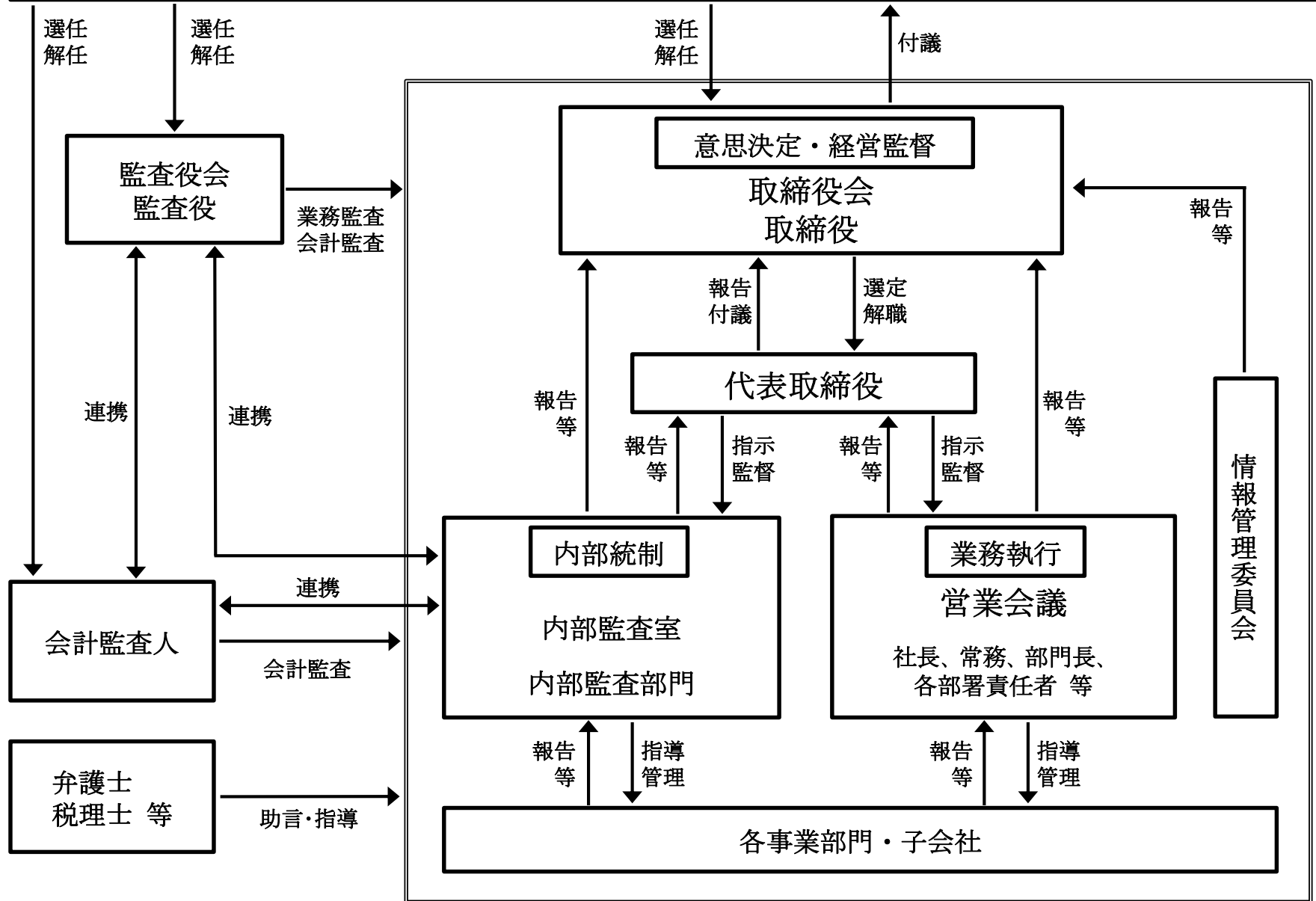
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[模式図(参考資料)] をご参照ください。

株 主 総 会



【適時開示体制の概要（模式図）】

